

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 沖縄に関する第三国の動向（その他）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43849

文
个
的
字
疑
的
疑
答

アメリカ局長
参事
北米才一課長

取扱注意

問 三月四日付方紙は、「沖繩が返還される。B-52は
タイのウタパオ基地に移駐されるであろう」とのタイ
紙報道を伝えているが、同報道 この政府の見解を向う

答 タイの英字紙バンコク・ワールドがウタパオ空軍基
地が米当局者との情報交換の沖繩返還時に沖繩の
B-52はウタパオ基地に移駐する。同紙がエトハム駐米特使の
いかにいかにウタパオが在る米軍基地に変更される。同誌

外務省

他をめぐって米・タイ間に秘密協定があるとの報道を行
なしたことは 取扱っているが 同日在タイ米園大使館
スロースミス 全面的に 同報道を否定する声明を發表 在米

在京米園大使館より連絡を受けている。

沖繩がB-52に降りれば、尾 本等之しりるよう
かかる米園の軍事的措置について判断は、極東の
安全保障に軍事的抑止力を担っている米園がこ

外務省

水を行なう立場にあり、なほつく沖港は現在米國
 の施政下にあつて、そこにある基地使用は米國の裁
 量に属するところである。しかし、他方B-52が行駐不
 沖港に及ぶに大きな不安感を與へることも事實に
 あり、日米間の協同体制を堅持する上にかかる不安
 は兩國にとり好ましくないから、米側もこの表に出
 寸分配慮するようつとに申し入れをなすところである。

外務省

~~日米間~~ 去る一月二十八日に ~~米側~~ に對し申入れを行つた 沖港をB-
 52が極大基地化する意圖なき旨再確認するにともな
 日本政府としては米側がB-52を自主的に撤去するに
 できるだけ早い情勢の早期到来を強く期待する旨
~~申し渡した~~ 念之在望である。

外務省

問 三月四日付各紙は、「沖縄が返還されたら、ウタバオ基地に移駐されるであろう」とのウイ紙報道を伝えているが、同報道についての政府の見解を問う。

答 ウイの英字紙パンコク・ワールドが三月二日付同紙に、ウタバオ空軍基地の米当局答筋の傍報として、沖縄返還時に沖縄のウイ紙はウタバオ基地に移駐する。付ヴィエトナム戦争帰結のいかんにかかわらず、在ウイ米軍基地に変更はない。同基地をめぐって米・ウイ間に通商協定があるとの報道を行なつたことは承知しているが、同日在ウイ米國大使館スポークスマンが、この報道を全面的に否定する声明を発表した旨在京米國大使館より連絡を受けている。

沖縄のウイ紙については、しばしばお答えしているように、かかる米國の軍事的措置についての判断は、極東の安全保障に軍事的抑止力を担っている米國がこれを行なう立場にあり、なかんずく沖縄は現在米國の施政権下にあつて、そこにある基地使用は米國の裁量に属するところである。しかし、他方ウイ紙の移駐が沖縄住民に大きな不安感を与えていることも事實であり、日米間の協調体制を堅持する上で、かかる不安は兩國にとり好ましくないので、米側もこの点には十分配慮するようつとに申し入れてきたところである。去る一月二十八日にも米側に対し申し入れを行ない、沖縄をウイ紙の恒久基地化する意圖なき旨再確認するとともに、日本政府としては、米側がウイ紙を自主的に撤去することを可能にする情勢の早期到来を強く期待する旨伝えた次第である。

問 三月四日付各紙は、「沖縄が返還されたらボー52はタイのウ
タパオ基地に移駐されるであろう」とのタイ紙報道を伝えている
が、同報道についての政府の見解を問う。

答 タイの英字紙バンコク・ワールドが三月二日付同紙に、ウタパ
オ空軍基地の米当局者筋の情報として、(1)沖縄返還時に沖縄の
ボー52はウタパオ基地に移駐する。(2)ヴィエトナム戦争帰結のいか
んにかかわらず、在タイ米軍基地に変更はない。(3)同基地をめぐ
つて米・タイ間に秘密協定があるとの報道を行なつたことは承知
しているが、同日在タイ米國大使館スポークスマンが、この報道
を全面的に否定する声明を発表した旨在京米國大使館より連絡を
受けている。

沖縄のボー52については、しばしばお答えしているように、か
かる米國の軍事的措置についての判断は、極東の安全保障に軍事
的抑止力を担っている米國がこれをなす立場にあり、なかんず
く沖縄は現在米國の施政権下にあつて、そこにある基地使用は米
國の裁量に属するところである。しかし、他方ボー52の移駐が沖
縄住民に大きな不安感を与えていることも事実であり、日米間の
協調体制を堅持する上で、かかる不安は兩國にとり好ましくない
ので、米側もこの点には十分配慮するようつとに申し入れてきた
ところである。去る一月二十八日も米側に対し申し入れを行な
い、沖縄をボー52の恒久基地化する意圖なき旨再確認するととも
に、日本政府としては、米側がボー52を自主的に撤去することを
可能にする情勢の早期到来を強く期待する旨伝えた次第である。

問 三月四日付各紙は、「沖縄が返還されたら、ミッドウェイのウ
タペオ基地に移駐されるであろう」とのミッドウェイ紙報道を伝えている
が、同報道についての政府の見解を問う。

答 ミッドウェイの英字紙ペンコク・ワールドが三月二日付同紙に、ウタペ
オ空軍基地の米当局者筋の情報として、(1)沖縄返還時に沖縄のミ
ッドウェイはウタペオ基地に移駐する。(2)ヴィエトナム戦争帰結のいか
んにかかわらず、在ミッドウェイ米軍基地に変更はない。(3)同基地をめぐ
って米・ミッドウェイ間に密約協定があるとの報道を行なつたことは承知
しているが、同日在ミッドウェイ米大使館スポークスマンが、この報道
を全面的に否定する声明を発表した旨在京米大使館より連絡を
受けている。

沖縄のミッドウェイについては、しばしばお答えしているように、か
かる米国の軍事的措置についての判断は、極東の安全保障に軍事
的抑止力を担っている米國がこれを行なう立場にあり、なかんず
く沖縄は現在米國の施政権下にあつて、そこにある基地使用は米
國の裁量に属するところである。しかし、他方ミッドウェイの移駐が沖
縄住民に大きな不安感を与えていることも事實であり、日米間の
協調体制を堅持する上で、かかる不安は兩國にとり好ましくない
ので、米側もこの点には十分配慮するようつとに申し入れてきた
ところである。去る一月二十八日も米側に対し申し入れを行な
い、沖縄をミッドウェイの恒久基地化する意圖を自白再確認するとも
に、日本政府としては、米側がミッドウェイを自主的に撤去すること
を可能にする情勢の早期到来を強く期待する旨伝えた次第である。

問 三月四日付各紙は、「沖縄が返還されたらB152はタイのウ
タパオ基地に移駐されるであろう」とのタイ紙報道を伝えている
が、同報道についての政府の見解を問う。

答 タイの英字紙バンコク・ワールドが三月二日付同紙に、ウタパ
オ空軍基地の米当局者筋の情報として、(1)沖縄返還時に沖縄のB
152はウタパオ基地に移駐する。(2)ヴェトナム戦争帰結のいか
んにかかわらず、在タイ米軍基地に変更はない。(3)同基地をめぐ
つて米・タイ間に秘密協定があるとの報道を行なつたことは承知
しているが、同日在タイ米國大使館スポークスマンが、この報道
を全面的に否定する声明を発表した旨在京米國大使館より連絡を
受けている。

沖縄のB152については、しばしばお答えしているように、か
かる米國の軍事的措置についての判断は、極東の安全保障に軍事
的抑止力を担っている米國がこれを行なう立場にあり、なかんず
く沖縄は現在米國の施政権下にあつて、そこにある基地使用は米
國の裁量に属するところである。しかし、他方B152の移駐が沖
縄住民に大きな不安感を与えていることも事実であり、日米間の
協調体制を堅持する上で、かかる不安は兩國にとり好ましくない
ので、米側もこの点には十分配慮するようつとに申し入れてきた
ところである。去る一月二十八日も米側に対し申し入れを行な
い、沖縄をB152の恒久基地化する意図なき旨再確認するととも
に、日本政府としては、米側がB152を自主的に撤去することを
可能にする情勢の早期到来を強く期待する旨伝えられた次第である。

問 三月四日付各紙は、「沖縄が返還されたら、ロイターはタイのウ
タパオ基地に移駐されるであろう」とのタイ紙報道を伝えている
が、同報道についての政府の見解を問う。

答 タイの英字紙バンコク・ワールドが三月二日付同紙に、ウタパ
オ空軍基地の米当局者筋の情報として、(1)沖縄返還時に沖縄の
ロイターはウタパオ基地に移駐する。(2)ヴェトナム戦争帰りのか
んにかかわらず、在タイ米軍基地に変更はない。(3)同基地をめぐ
つて米・タイ間に秘密協定があるとの報道を行なつたことは承知
しているが、同日在タイ米團大使館スポークスマンが、この報道
を全面的に否定する声明を発表した旨在京米團大使館より連絡を
受けている。

沖縄のロイターについては、しばしばお答えしているように、か
かる米團の軍事的措置についての判断は、極東の安全保障に軍事
的抑止力を担っている米團がこれをなす立場にあり、なかんず
く沖縄は現在米團の施政権下にあつて、そこにある基地使用は米
團の裁量に属するところである。しかし、他方ロイターの移駐が沖
縄住民に大きな不安感を与えていることも事実であり、日米間の
協調体制を堅持する上で、かかる不安は兩國にとり好ましくない
ので、米側もこの点には十分配慮するようつとに申し入れてきた
ところである。去る一月二十八日も米側に対し申し入れを行な
い、沖縄をロイターの恒久基地化する意圖なき旨再確認するとともに
に、日本政府としては、米側がロイターを自主的に撤去することを
可能にする情勢の早期到来を強く期待する旨伝えた次第である。



ウタパオ米軍基地について

昭和44.3.4

アメリカ局北米第1課

3月2日付タイ国紙は、ウタパオ基地米軍官刃筋が、(1)沖繩返還時に沖繩のB-52はウタパオ基地に移駐する。(2)ヴェトナム戦争帰結のいかんにかかわらず、在タイ米軍基地に変更はない。(3)同基地をめぐって米、タイ間に秘密協定があると述べた旨報じたところ、同日在タイ米軍大使館スポークスマンは、この報道を否定する声明を発表した。

3月3日在京米軍大使館より、関係のタイ国紙報道及び米側声明のテキストを入手した^{もの}を、御参考までに回覧に供します。

以下は、上記テキストを仮訳したものである。

1. 3月2日付バンコック・ワールド紙報道
(プラユーン・チョートブラディット編集員名記事)

サタヒーブにあるウタパオ空軍基地の米軍官刃筋は昨日、米軍が沖繩及び琉球諸島を日本に返還するとき、沖繩にあるB-52はタイへ移されることになると述べた。

同筋は、特に名を秘すことを希望しつつ、この移駐は「疑いなく」行なわれるであろうと述べた。

同筋は、さらに次のとおり指摘した。ウタパオ基地は東南アジアにある数少ない第1級の空軍基地の一つである。同基地は戦略爆撃機を破壊活動からも安全に保護する恒久的施設を36機分有しており、さらに数十機(scores more)を緊急収容する能力を有している。

米国防総省により5,000名に定められているウタパオ駐留の米軍兵力は、ヴェトナム戦争の帰結いかんにかかわらず変更されないであろう。

米、タイ間の秘密協定により、当該基地とそこに駐屯する戦略空軍第4258飛行連隊は、東南アジア全域にとりきわめて重要な意義をもつものであることが認められている。戦略空軍B-52飛行連隊の任務はヴェトナム戦争に張られておらず、アジア及び太平洋の同盟国に対する侵略に対し、これを壊滅させ、また対抗

措置をとることにより同地域を防衛するとのコミットメントも含んでいる。

このようなコミットメントがあればこそ、1965年末以来米国が27億パーツ以上もこの基地の建設に注ぎ込んできた。現在基地建設の90%は完了している。米、タイ協定の規定により、完成の暁には基地はタイの所有となる。

レオナード・アングー米国大使が、基地をキティカチョン首相に引渡す公式の儀式は6月末に行なわれだろう。

2. 3月2日付在タイ米国大使館スポークスマン 声明テキスト

3月2日(日)付バンコックの新聞記事に掲載された各種発言に関し、バンコック駐在米国大使館スポークスマンは、ウタパオにあるタイ軍事施設の米軍による使用は完全に公開の了解に基づいていると述べた。この了解はすべて約2年前の1967年3月22日タイ王国政府及び米国政府によつて発表された公式声明中に述

べられている。同スポークスマンは、B-52をウタパオに駐留せしめるという米、タイ両国の決定は、東南アジアの防衛のための軍事的要請に関連しているとの上記諸声明から明らかなように、タイ国へのB-52の展開に関する将来のいかなる変更もタイ王国政府と米国政府との間の討議及び合意の対象事項となる旨あらためて言明した。

ウタパオ駐留の米軍兵力はヴィエトナム戦争の結末にかかわらず変更ないとの新聞の論評に関して、同スポークスマンは、1969年2月21日付米國務省声明の次の部分に言及した。すなわち、「東南アジアにおける紛争の満足すべき解決がなされた後は、駐留すべきやむをえぬ理由(compelling reason)がなければ、大規模な米軍がタイに駐留し続けることはないことはつきりしている。米軍は両政府の合意によつてのみ駐留するということもまた明白である。」

同スポークスマンは、ウタパオ飛行場は事実上タイ政府の財産であり、今までも常にそうであ

つたし、その施設は1969年8月10日タノム首相及び前駐タイ、グラハム・マーチン米国大使出席の下に行なわれた儀式において引渡されたものである旨、及び米大使館は、上述の新聞記事に伝えられているような引渡し式の予定についてはなんら承知していない旨指摘した。

秘
無期限

ウタパオ米軍基地について

昭和44 3. 4

アメリカ局北米第1課

3月2日付タイ国紙は、ウタパオ基地米軍官迎筋が、(1)沖繩返還時に沖繩のB-52はウタパオ基地に移駐する。(2)ヴェトナム戦争帰結のいかんにかかわらず、在タイ米軍基地に変更はない。(3)同基地をめぐる米、タイ間に秘密協定がある。と述べた旨報じたところ、同日在タイ米国大使館スポークスマンは、この報道を否定する声明を発表した。

3月3日在京米国大使館より、関係のタイ国紙報道及び米側声明のテキストを入手した~~が~~が

~~以下を添付して同誌に提供します~~

以下は、上記テキストを仮訳したものである。

1. 3月2日付バンコック・ワールド紙報道
(プラユーン・チョートプラディット編集員名記事)

サタヒーブにあるウタパオ空軍基地の米官迎筋は昨日、米国が沖繩及び琉球諸島を日本に返還するとき、沖繩にあるB-52はタイへ移されることになると述べた。

同筋は、特に名を秘すことを希望しつつ、この移駐は「疑いなく」行なわれるであろうと述べた。

同筋は、さらに次のとおり指摘した。ウタパオ基地は東南アジアにある数少ない第1級の空軍基地の1つである。同基地は戦略爆撃機を破壊活動からも安全に保護する恒久的施設を36機分有しており、さらに数十機 (scores more) を緊急収容する能力を有している。

米国防総省により5,000名に定められているウタパオ駐留の米軍兵力は、ヴェトナム戦争の帰結いかんにかかわらず変更されないであろう。

米、タイ間の秘密協定により、当該基地とそこに駐屯する戦略空軍第4258飛行連隊は、東南アジア全域にとりきわめて重要な意義をもつものであることが認められている。戦略空軍B-52飛行連隊の任務はヴェトナム戦争に課られておらず、アジア及び太平洋の同盟国に対する侵略に対し、これを壊滅させ、また対抗

措置をとることにより同地域を防衛するとのコミットメントも含んでいる。

このようなコミットメントがあればこそ、1965年末以来米國が27億^{ドル}以上もこの基地の建設に注ぎ込んできた。現在基地建設の90%は完了している。米、タイ協定の規定により、完成の暁には基地はタイの所有となる。

レオナード・アングー米國大使が、基地をキリチカチョン首相に引渡す公式の儀式は6月末に行なわれだろう。

2. 3月2日付在タイ米國大使館スポークスマン 声明テキスト

3月2日(日)付バンコックの新聞記事に掲載された各電発言に関し、バンコック駐在米國大使館スポークスマンは、ウタパオにあるタイ軍事施設の米軍による使用は完全に公開の了解に基づいていると述べた。この了解はすべて約2年前の1967年3月22日タイ王国政府及び米國政府によつて発表された公式声明中に述

べられている。同スポークスマンは、B-52をウタパオに駐留せしめるといふ米、タイ両国の決定は、東南アジアの防衛のための軍事的要請に関連しているとの上記諸声明から明らかなように、タイ国へのB-52の展開に関する将来のいかなる変更もタイ王国政府と米国政府との間の討議及び合意の対象事項となる旨あらためて言明した。

ウタパオ駐留の米軍兵力はヴェトナム戦争の結果にかかわらず変更ないとの新聞の論評に關して、同スポークスマンは、1969年2月21日付米國務省声明の次の部分に言及した。すなわち、「東南アジアにおける紛争の満足すべき解決がなされた後は、駐留すべきやむをえぬ理由(compelling reason)がなければ、大規模な米軍がタイに駐留し続けることはないことはつきりしている。米軍は両政府の合意によつてのみ駐留するという事もまた明白である。」

同スポークスマンは、ウタパオ飛行場は事実上タイ政府の財産であり、今までも常にそうであ

つたし、その施設は1969年8月10日タノム首相及び前駐タイ、グラハム・マーチン米国大使出席の下に行なわれた儀式において引渡されたものである旨、及び米大使館は、上述の新聞記事に伝えられているような引渡し式の予定についてはなんら承知していない旨指摘した。

